#### はじめに

本報告は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以降「環境確保条例」と称す) 第116条第1項の規定により土壌の汚染状況調査結果を報告するものである。

本調査対象地は環境確保条例において工場として届出されていたが、2025 年 3 月 2 日に操業を終了している。本工場において有害物質を取り扱っていたため、環境確保条例第 116 条第 1 項に基づき土壌調査結果を報告する。

#### 1. 調査物件に関する説明

#### 1.1 本調査の名称

調査件名:日產東京販売株式会社 大和田店 土壌環境調査

ご依頼者:日産東京販売株式会社

#### 1.2 所在地

東京都八王子市大和田町3丁目9番16号 (図1.1参照)



(出典:国土地理院ウェブサイト、 一部加筆:株式会社住化分析センター)

## 図 1.1 調査対象地

#### 1.2 調査対象地

敷地全体(敷地面積:1,506.36 m) を調査対象地とした。

#### 1.3 物件の概要

#### (1) 現況

調査対象地は自動車販売店及び併設される整備工場であったが、土壌調査実施時点では操業を終了しており有害物質を含有する油類は撤去済みであった。地表面は概ねアスファルトまたはコンクリートで覆われていた。

#### (2) 土地の利用履歴

調査対象地は 2025 年 3 月まで日産東京販売株式会社 大和田店の自動車販売店舗および自動車整備工場として利用されていた。なお整備工場は 1977 年に工場認可され、1985年に現在の建物に建て替えられ、2025 年 3 月 2 日に店舗閉鎖により工場利用を終了している。

#### (3) 有害物質の利用履歴

ご提供の情報によると、ブレーキ液に含有されるほう素の利用が確認された。利用履 歴を表 1.1 に示す。

表 1.1 有害物質の利用履歴

項目\物質	ほう素
取り扱い時期	1977年12月~2025年3月
取り扱い内容	ブレーキ液に含有
取り扱い場所	自動車整備工場内
取り扱い量	詳細な取扱い量は不明

#### 2. 調査の趣旨

本件は、環境確保条例の第 116 条の規定に基づき、調査対象地において有害物質による土壌汚染の有無を確認することを目的として実施した。なお調査手法等については、下記に示した環境確保条例等に規定された手法に準拠して実施した。

- (1)都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年 12 月 22 日 東京都条例第 215 号) (2)東京都土壌汚染対策指針(平成 31 年 東京都告示第 394 号)
- 3. 調査スケジュール
  - 自) 2025年4月3日
  - 至) 2025年5月8日

現地作業期間

: 2025年4月3日~4月4日

試験室における分析試験期間: 2025年4月5日~4月22日

#### 4. 調查担当組織

4.1 調査実施機関

名 称 : 株式会社住化分析センター 健康・安全事業部

指定番号 : 2003-8-3019

住 所 : 東京都文京区本郷三丁目 22 番 5 号

技術管理者 : 土壌汚染調査技術管理者

4.2 分析実施機関

名 称 :株式会社 住化分析センター 大分ラボラトリー

計量証明事業登録 : 大分県知事登録第75号 住 所 : 大分県大分市鶴崎2200

# 特定有害物質の使用、排出等の状況

業種及び主要製品	自動車販売店及び自動車整備工場	
特定有害物質の 種類、使用目的、 使用 形態等	ほう素(ブレーキ液に含有)	
特定有害物質の 使用 状況	ブレーキ液の継ぎ足し等を行っていた。	
	使用期間:昭和52年(1977年)12月~令和7年(2025年)3月(操業期間)	
特定有害物質の 排 出 状 況	廃液は産業廃棄物処理業者に処理委託	
特定有害物質の 使用場所等	別紙のとおり	
地 下 施 設 の 有 無 及 び 概 要	なし	
地表の高さの変更及び 地質に係る情報	なし	
土壌汚染対策法又は条例に基づくなし調査及び措置の履歴		
既 往 調 査 及 び 措 置に関する情報	なし	
その他特記事項	なし	
備考 1 別紙が2枚以上	となる場合は、それぞれに番号を付けること。	

- 備考 1 別紙が2枚以上となる場合は、それぞれに番号を付けること。
  - 2 △印の欄には、報告書に添付する各別紙に一連番号をつけた上、該当する別紙の番号を記入すること。
  - 3 この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。

(日本産業規格A列4番)

## 5. 調査内容

#### 5.1 調査対象項目

本調査では、本調査では、環境確保条例に規定された有害物質 26 項目のうち、取り扱いが あった「ほう素及びその化合物」1項目を調査対象項目とした。調査対象項目を表 5.1 に示 した。

表 5.1 調查対象項目

<u>衣 5.1  調宜对家項目</u>					
項目		土壌ガス調査	土壌	調査	
		上張刀へ調宜	土壤溶出量試験	土壤含有量試験	
	四塩化炭素	_	_	-	
	1,2-ジクロロエタン	_	_	d <del>i</del> si	
	1,1-ジクロロエチレン	_	_	_	
第	1,2-ジクロロエチレン	_	_		
_	1,3-ジクロロプロペン	_	_	-	
特定	ジ クロロメタン	-	_	1-	
種特定有害物質	テトラクロロエチレン	_	_	_	
物	1,1,1-トリクロロエタン	_		_	
貝	1,1,2-トリクロロエタン	_	_	·—·	
	トリクロロエチレン	_	_	_	
	ベ ンゼ ン	_	_	-	
	クロロエチレン	_	_	1 <del>-</del> 2	
	カドミウム及びその化合物	-	3 <del></del>	_	
	六価クロム化合物	_	-	_	
笙	シアン化合物	_	·— :	s <b>—</b> s	
第二種特定有害物質	水銀及びその化合物	-	_	_	
特定	アルキル水銀	-	_	2 <del></del>	
有宝	セレン及びその化合物	_	_	_	
物質	鉛及びその化合物	_		_	
貝	砒素及びその化合物	_	_	-	
	ふっ素及びその化合物	_	_	» <del></del>	
	ほう素及びその化合物	_	0	0	
第三	シマジン	_	_	-	
第三種特定有害物質	チオヘ゛ンカルフ゛	_	_		
定左	チウラム	_	_	·—	
害	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	_	i—i	_	
質	有機りん化合物	-	-	_	

○:調査対象であることを示す。一:調査対象外であることを示す。

#### 5.2 調査区画の設定

環境確保条例に定められた調査手法に従い調査区画を設定した。

#### (1) 単位区画の設定

調査対象地の最北端を起点として、東西方向および南北方向に引いた線並びにこれらと 平行して10m間隔で引いた線により調査対象地を区分し、単位区画とした。また、区画される部分の数を最小とするために、これらの線について起点を支点として右に82度回転させた。

さらに隣接する単位区画の面積の合計が130m<sup>2</sup>を超えず、且つ統合した単位区画の長軸が20mを超えない場合には単位区画の統合を行った。

#### (2) 30m 格子の設定

調査対象地を区画する線であって、起点を通るものおよびこれらと平行して 30m 間隔で引いた線により分割した。本調査においては、30m 格子 (9単位区画:900m²) を便宜上ブロックと称した。

#### 5.3 汚染のおそれの区分

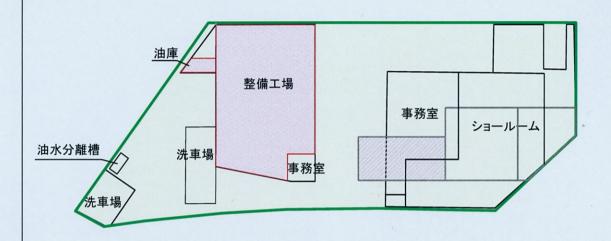
ご提供いただいた情報および現地利用状況から、汚染のおそれを以下の通り区分した。

- ① 土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地
  - ・自動車整備工場、旧整備工場(ほう素)
- ② 土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地
  - ・上記以外の部分(ほう素)
- ③土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地
  - 敷地全域

(第一種特定有害物質、第二種特定有害物質(ほう素除く)、第三種特定有害物質)

土壌汚染のおそれの区分図を図 5.1、単位区画の分類図を図 5.2、単位区画一覧表を表 5.2 に示す。

# 日産東京販売株式会社 大和田店



## (凡例)

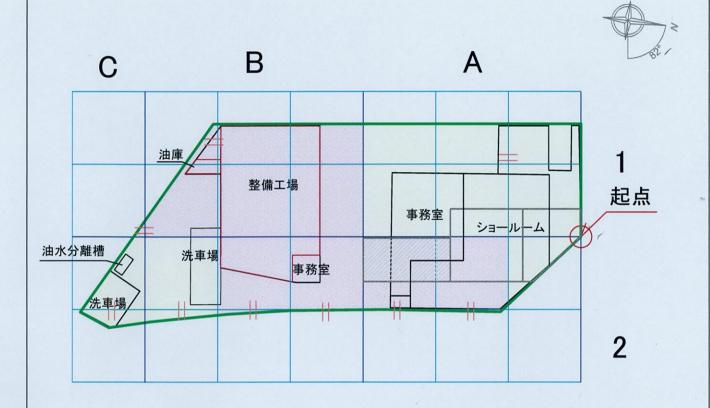
- 土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地
- | 土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地
- □ 土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地
- □ 対象物質使用範囲

(自動車整備工場)

- ☑ 旧整備工場の範囲
- 対象地(敷地面積 1,506.36㎡)※面積はCAD上で算出した数値

図面名称	土壌のおそれの区分図		
測定項目	ほう素		
縮尺	1:500		
図面番号	図5.1		
作成日	2025年4月		
作成会社名	株式会社 住化分析センター		

# 日産東京販売株式会社 大和田店



#### (凡例)

- 土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる単位区画
- 土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる単位区画
- □ 土壌汚染が存在するおそれがないと認められる単位区画
- 対象物質使用範囲

(自動車整備工場)

| 旧整備工場の範囲

- 単位区画(10m×10m=100㎡)
- 30m格子 (30m×30m=900㎡)

区 画統合

☐ 対象地(敷地面積 1,506.36㎡)

※面積はCAD上で算出した数値

メッシュコードの表示例

A1 - 5 プロック 単位区画

図面名称	単位区画の分類図		
測定項目	ほう素		
縮尺	1:500		
図面番号	図5.2		
作成日	2025年4月		
作成会社名	株式会社 住化分析センター		

表 5.2 単位区画一覧表

単位区画	統合	面積(m2)	汚染のおそれ区分	現工場	工場跡
A1-4		55.34	一部対象区画		
A1-5		110.68	一部対象区画		
A1-6	A1-5 に統合	-	_		
A1-7		100.00	一部対象区画		
A1-8		100.00	一部対象区画		
A1-9		100.00	一部対象区画		
A2-1		100.65	全部対象区画		0
A2-2		101.90	全部対象区画		0
A2-3		46.70	一部対象区画		
A2-4	A2-1 に統合	<del></del>	_		
A2-5	A2-2 に統合	-	_		
B1-4	B1-5 に統合	·-	_		
B1-5		69.61	全部対象区画	0	
B1-6		55.34	全部対象区画	0	
B1-7		80.58	全部対象区画	0	
B1-8		100.00	全部対象区画	0	
B1-9		100.00	全部対象区画	0	
B2-1		112.76	一部対象区画		
B2-2		104.70	全部対象区画	0	
B2-3		100.75	全部対象区画	0	
B2-4	B2-1 に統合	_	_		
B2-5	B2-2 に統合	_	_		
B2-6	B2-3 に統合	_	_		
C1-9	B1-7 に統合	_	_		
C2-3		67.35	一部対象区画		
C2-6	C2-3 に統合	_	_		
î	<b></b>	1506.36			

#### 5.4 汚染のおそれが生じた位置

対象地内には特定有害物質を含んだ液体が流れる地下配管や地下タンクが無い。洗車場からの排水配管や雨水側溝が存在するが、いずれもブレーキ液を流す目的の設備ではなく、ほう素を含んだ液体の流入は無い。したがって現地表面を土壌汚染のおそれが生じた位置とした。

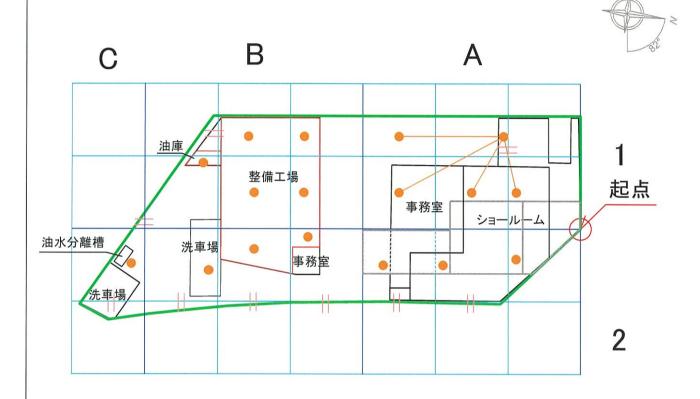
#### 5.5 調査地点の設定

「土壌汚染が存在するおそれが多いと認められる土地」と判断した区画(全部対象区画)については、単位区画毎に調査地点を設定した。単位区画内に土壌汚染が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合は、その部分の任意の地点とし、それ以外の場合は原則として単位区画の中心に設定した。

「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」と判断した区画(一部対象区画)については、30m 格子内の5つの単位区画に試料採取地点を設定し、5地点均等混合法により試料調整とした。なお本調査では敷地境界部等の理由により単位区画が4区画以下となる場合には全ての単位区画に試料採取地点を設定した。

調査地点位置図を図5.3に示した。

# 日産東京販売株式会社 大和田店



(凡例)

● 表層土壌採取地点 : 17地点

+ 分析検体数 : 13検体・5地点混合試料 : 1検体

· 単地点試料 : 12検体

□ 単位区画 (10m×10m=100㎡)

30m格子 (30m×30m=900㎡)

\_\_ 区画統合

対象地(敷地面積 1,506.36㎡)※面積はCAD上で算出した数値

対象物質使用範囲 (自動車整備工場)

| 旧整備工場の範囲

メッシュコードの表示例



図面名称	調査地点位置図		
測定項目	ほう素		
縮尺	1:500		
図面番号	図5.3		
作成日	2025年4月		
作成会社名	株式会社 住化分析センター		

## 7. 調査結果

土壌調査結果を表 7.1 に示す。また併せて巻末に計量証明書を添付した。

### (1)土壤溶出量試験

全ての試料において、ほう素の土壌溶出量基準を満たしていた。

## (2)土壤含有量試験

全ての試料において、ほう素の土壌含有量基準を満たしていた。

表 7.1 土壤調查結果

衣 1.1 上張嗣宜稻米			
計量項目	ほう素		
試料名	土壌溶出量 (mg/L)	土壤含有量 (mg/kg)	
A1(4,5,7,8,9)	0.05 未満	100 未満	
A2-1	0.05 未満	100 未満	
A2-2	0.05 未満	100 未満	
A2-3	0.05 未満	100 未満	
B1-5	0.05 未満	100 未満	
B1-6	0.05 未満	100 未満	
B1-7	0.78	100 未満	
B1-8	0.05 未満	100 未満	
B1-9	0.05 未満	100 未満	
B2(1)	0.05 未満	100 未満	
B2-2	0.05 未満	100 未満	
B2-3	0.05 未満	100 未満	
C2(3)	0.05 未満	100 未満	
定量下限値	0.05 100		
基準値	1	4000	

## 8. まとめ

環境確保条例第 116 条第 1 項の規定により土壌汚染状況調査を実施した結果、調査対象地において土壌汚染は認められなかった。

以上